

第5部 国家戦略の効果的実施

最後に、第5部では、全体を振り返って概括的なまとめを行うとともに、国家戦略の効果的実施を確保するために必要な「実行体制と各主体の連携」、「各種計画との連携」、「国家戦略実施状況の点検と国家戦略の見直し」について述べます。

第1部では、世界の中の日本の生物多様性や社会経済状況などの現状について、幅広く分析するとともに、生物多様性に関する問題点を「3つの危機」として整理しました。

第2部では、施策を推進するための「理念と目標」として、人間生存の基盤、世代を超えた安全性・効率性の基礎、有用性の源泉、豊かな文化の根源、予防的順応的態度の「5つの理念」と、種や生態系の保全、絶滅の防止と回復、持続可能な利用の「3つの目標」を掲げ、そして生物多様性が保全された結果、現れる国土の将来像のイメージとして、「グランドデザイン」を提示しました。

第3部では、「理念と目標」を具体化するための施策の基本的方向として、種の絶滅、湿地の減少、移入種問題等への対応としての「保全の強化」保全に加えて失われた自然をより積極的に再生、修復する「自然再生」里地里山など多義的な空間における保全に配慮した「持続可能な利用」の「3つの方向」を掲げ、これらの基本的方向を支える共通の要件、基本的視点として、科学的認識、統合的アプローチ、知識の共有・参加、連携・共同、国際的認識の「5つの視点」を挙げました。また、生物多様性から見た国土空間の解釈、分析の見方であると同時に、国土全体の生物多様性の改善・向上に向けてのポテンシャルを考えるための見方として、国土の構造的把握と植生自然度別配慮事項の「2つの捉え方」を示しました。

さらに、重要地域、生態的ネットワーク、里地里山、湿地、自然再生、絶滅回避、移入種問題、自然環境データ、国際的取組など、戦略の基本方針として、その対象及び内容を特記すべき事項について「主要テーマ別取扱方針」として掲げ、具体事例も交えて詳述しました。

第4部では、こうした基本方針を受けた具体的施策の展開について、国土の空間特性・土地利用に応じた関連省庁の施策、野生生物の保護管理等の横断的施策、調査研究、人材育成、等の基盤的施策を記述しました。

これらの国家戦略の内容については、特に次の点を重視して作成してきました。

トータルプラン

- 「自然と共生する社会」を実現するための政府全体の中長期的なトータルプランとしての役割を担うこと

理念の拡大

- 社会全体とのかかわりにおいて施策を展開すべきとの考えから、従来の「有用性」を中心とした意味づけに加えて、「安全性・効率性」や「地域文化」と生物多様性が密接不可分であることを明記するなど、理念を拡大し、整理したこと

対象の拡大

- 山奥の原生自然や貴重種といった絶対的価値の高い特定の地域や生物に限らず、里地里山、都市地域など、中間的、相対的な価値を持ち、人の生活・生産活動とのかかわりの中で保全していくべきものにも積極的に光をあて、施策の対象を国土全体に拡大したこと

- その中で、湿原、水辺地や浅海域の干潟、藻場など、減少・劣化の著しい湿地の重要性について特記したこと

自然再生

- 残された自然の保全に加えて、国土の空間特性に応じた自然環境基盤のポテンシャルを顕在化させ、国土全体の生物多様性の質を改善・向上させていく方向に転じたこと、その端緒として自然再生事業を提案したこと

連携・共同

- 各省連携、共同体制の強化について、自然再生事業、里地里山の保全・利用、生態的ネットワーク形成等における連携や、自然環境データベースの共有化・統合の提案など、具体的に強調して述べたこと

提案の具体性

- 法律改正や戦略的・モデル的事業の提案など、戦略策定を受けて新たに着手する具体的施策・事業をできるだけ盛り込み、実践的な行動計画としての役割を持たせたこと

多様な主体の参加

- 今回の策定作業は、インターネットの活用などにより、徹底した情報公開の下で進めるとともに、パブリックコメント募集のほかにも、NGO、学会、地方公共団体始め様々な団体からの広範なヒアリングを実施するなど、開かれたプロセスの中で進めたこと

- 自然再生や里地里山保全などの具体的、実践的な取組の中で、国だけでなく、地方公共団体、専門家、住民、NGO、ボランティア等多様な主体の参加・連携を呼びかけたこと

1. 実行体制と各主体の連携

国家戦略は、「生物多様性条約」を受けて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本方針と施策の展開を示したものです。このため、その実施は政府が中心となって行いますが、生物多様性の保全と持続可能な利用は、国民の社会経済生活の全般に関わることから、政府だけでなく、地方公共団体、事業者、国民がそれぞれ「環境基本法」に規定された責務を踏まえ、国家戦略に示された基本的な方向に沿って、共通の認識の下に、互いの連携、協力を密にして行動することが肝要です。社会の構成員であるすべての主体が参加、協力、行動することによって、初めてこの国家戦略の目標が達成され、「自然と共生する社会」が実現されます。また、地域における取組の促進が、生物多様性の保全と持続可能な利用のために特に重要

であることに配慮する必要があります。

国は、閣議のほか、関連する閣僚会議や関係省庁連絡会議等の場を通じて緊密な連携を図り、国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施します。この国家戦略に示された施策は、様々な省庁において、策定、実施されるものですが、国土利用計画や環境基本計画等の規定を踏まえ、また、省庁再編に伴う環境行政との調整及び連携の強化を通じて、さらに施策のテーマに応じて連絡会議を設置したり、共同事業を実施するなど、関係省庁の連携・共同体制を強化し、一体的、総合的に取り組むことによって、生物多様性の観点から効果的な施策を展開します。

地方公共団体は、国家戦略に示された基本的な方向に沿いつつ、地域の自然的社会的条件に応じて、国に準じた施策やその他の独自の施策について、これを総合的かつ計画的に進めることが期待されます。特に地域固有の生物多様性の保全や持続可能な利用のためには、日常的な関わりが深い地方公共団体が主体となり、それぞれの地域の特性に応じて、生物多様性が確保された自然の保全・創出とそのネットワーク化等を目的とした地域レベルの計画を策定したり各種の取組を進めていくことが重要です。その際、関係する地方公共団体間の連携を確保すると同時に、計画立案から実施に至るまで、住民やN G O、専門家などの参加、協力の下に施策を展開することが大切です。国は、制度設計のほか、指針や基準の作成、事業の助成、計画立案の基礎となる情報の提供、データベースの構築・共有化などを通じて、地域の取組を積極的に支援します。

事業者及び国民においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、事業活動及び日常の生活・生産活動に際して、生物多様性の保全と持続可能な利用に十分配慮するとともに、国家戦略に示された基本的な方向に沿って、自主的積極的に行動することが大切です。環境保全活動を行う非営利的な民間団体は、公益的な視点から組織的に活動を行うことにより、環境保全に大きな役割を果たします。これらの主体は、自然再生事業、里地里山保全活動、生物調査・保全活動、環境教育・環境学習への参画を通じた各施策の推進への貢献等、今後、生物多様性の保全と持続可能な利用の分野でもより一層の活躍が期待されます。国は、施策テーマに応じて、こうした多様な主体の参加・連携の仕組みを設けていくとともに、I Tの活用等による情報公開、連絡会議の開催等による情報交流に努め、各主体の活動を積極的に支援します。企業や公益法人による基金等の助成制度も、民間活動支援のために大変重要な役割を果たしています。

こうした政府一体となった実行体制と社会の構成員であるすべての主体の連携によって、第2部に示された目標の達成に向け努力するものとします。

この国家戦略の目標達成のために、環境基本計画に示されたように、規制的手法、経済的手法、自主的取組手法、情報的手法、手続的手法等による社会経済の環境配慮のための仕組み、環境投資、環境教育・環境学習、科学技術など、あらゆる政策手段の適切な活用を図り、また適切に組み合わせる相乗的な効果を発揮させるよう努めます。国は、国家戦略に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じます。また、地方公共団体が国家戦略の基本的方向に沿いつつ地域の実情に応じて自主的積極的に実施する施策のための費用について、必要

な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めます。国民、事業者、民間団体、政府及び地方公共団体のすべての関連部門など、様々な主体において、生物多様性に関する理解を深め、知識や技術を向上させていくことが極めて重要であり、同時に、科学的認識を基礎とした取組を進める上で専門の技術者や研究者の養成、積極的な登用、適切な関与が不可欠であることから、これらの一層の促進を図ります。

また、多様な主体の積極的な参加、協力を得るため、国家戦略の趣旨や国民一人ひとりの取組の必要性などについての普及啓発を進めます。

さらに、地球温暖化防止の観点も含め、地球環境の視点から、わが国は国内対策の展開と併せて国際的に貢献する責務を有しており、「生物多様性条約」等の実施促進に関して、先進諸国と協力するとともに、開発途上諸国に対して支援を進めていきます。

2. 各種計画との連携

国家戦略に基づく施策は、国土利用計画、環境基本計画等の国土利用や環境保全に関する基本的な計画を踏まえて策定、実施します。

生物多様性の保全と持続可能な利用に密接に関連する国の基本方針又は計画としては、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全基本方針、「種の保存法」に基づく希少野生動植物種保存基本方針、「森林・林業基本法」に基づく森林・林業基本計画、「河川法」に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画、「海岸法」に基づく海岸保全基本方針等があります。これらの基本方針及び計画に基づく施策は、国家戦略に示された基本的な方向を踏まえて策定、実施し、国家戦略との整合性を確保するとともに相互の一層の連携を図ります。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用に影響を及ぼすおそれのある国の計画・施策については、国家戦略の基本的な方向に沿ったものとなるよう、十分な配慮を組み込みます。

3. 国家戦略実施状況の点検と国家戦略の見直し

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検し、中央環境審議会に報告するとともに、条約の規定に基づく締約国会議への報告に反映させます。

点検に当たっては、関係省庁連絡会議において、各省庁の施策の進捗を生物多様性の観点からできるだけ客観的にフォローアップ（評価）するための効果的な手法を検討し、その結果を踏まえて関係省庁が自主的な点検を行います。連絡会議は、各省の点検結果を取りまとめた上で、国民各界各層の意見を聴くとともに、中央環境審議会に報告します。その際、中央環境審議会においては、国家戦略に基づく関係省庁の施策の進捗状況について生物多様性の観点から点検し、必要に応じ、その後の施策の方向について意見を述べます。

自然環境の状況や社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応するため、5年後程度を目途として、国家戦略の見直しを行います。